

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みずほの理事、監事及び評議員の報酬等の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長が招集する役員会、評議員会及び監事による監事監査に出席する場合、又は法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて役員及び評議員がその業務にあたった場合は、別表1に定める報酬を支給するものとする。

2 理事長及び専務理事については、その職務の複雑、困難及び責任の重さと勤務実態を勘案し、別表3に定める報酬を支給するものとする。

3 第1項に定める報酬については、職員として雇用されている者及び第2項に規定する報酬を受ける者については支給しない。

(旅費)

第3条 前条第1項に定める業務遂行の為に要する交通費は、別表2に定める額を支給するものとする。但し、旅費について基準額を上回る場合は、その実費額を支給する。

2 理事、監事及び評議員が、業務遂行の為に交通費以外に要する経費は、職員旅費規程を準用する。

(慶弔金)

第4条 慶弔及び見舞金を別表4の通り支給するものとする。

(支給方法)

第5条 報酬及び旅費については、原則として業務従事日ごとに手渡すものとする。理事長及び専務理事への報酬の支給方法は、職員給料の例による。

附 則

この規程は、平成24年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月28日から施行する。

別表 1

区 分	報 酬
理事会・評議員会	1 回につき 2 5, 0 0 0 円
監事監査	1 回につき 2 5, 0 0 0 円
理事長の命による 業務に従事する場合	1 回につき 2 5, 0 0 0 円

※ 理事会と評議委員会が同日に行われ、どちらにも出席する場合には
どちらか一方を支払うものとする。

別表 2

区 分	旅 費
一律基準額	1 回につき 2, 0 0 0 円
基準額をこえるもの	実費支給

別表 3

区 分	月次報酬の額
理事長	2 8 0, 0 0 0 円
専務理事	1 5 0, 0 0 0 円

別表 4

名 称		支 給 額
国家褒章・表彰		2 0, 0 0 0 円
その他の重要な祝慶事		1 0, 0 0 0 円
弔 慰 金	本人の死亡	5 0, 0 0 0 円
	父母・配偶者の死亡	3 0, 0 0 0 円
見 舞 金	入・通院者	1 0, 0 0 0 円